

本 議院議員選舉法目次

- 第一章 總則
- 第二章 選舉權及び被選舉權
- 第三章 選舉
- 第四章 投票
- 第五章 開票
- 第六章 選舉會及び選舉分會
 - 第一節 地方選出議員の選舉會
 - 第二節 全國選出議員の選舉分會及び選舉會
- 第一款 選舉分會
- 第二款 選舉會

を有する。

第五條 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又は執行を受けることがなくなるまでの者は、被選挙権を有しない。

第六條 全国選出議員選挙管理委員、都議會議員選挙管理委員、道府縣會議員選挙管理委員及び市町村會議員選挙管理委員、全国選出議員選挙管理委員會、都議會議員選挙管理委員會、道府縣會議員選挙管理委員會及び市町村會議員選挙管理委員會の書記、投票管理委員、開票管理委員、選挙分會長及び選挙長並びに選挙事務に關係のある官吏及び吏員は、その關係區域内においては、被選挙権を有しない。

第七條 在職の裁判官、檢察官、會計検査官、收税官吏及び警察官吏は、被選挙権を有しない。

第八條 衆議院議員と兼ねることのできない職にある者は、衆議院

議員とも兼ねることができない。

第三章 選挙

第九條 通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内にこれを行ふ。

前項の規定により通常選挙を行ふべき期間が衆議院開會中又は参議院閉會の日から三十日以内にかかる場合においては、通常選挙は、衆議院閉會の日から三十一日以後三十五日以内にこれを行ふ。

通常選挙の期日は、少くとも三十日前にこれを公示しなければならぬ。

第十條 選挙は、投票によりこれを行ふ。

第十一條 衆議院議員の選挙には、衆議院議員選挙人名簿を用いる。

第十二條 地方選出議員の選挙に關する事務は、都議會議員選挙管理委員會及び道府縣會議員選挙管理委員會が、これを管理する。

都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會は、地方選出議員の選舉に關する事務については、市町村會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

第十三條 内務大臣の監督の下に於いて全國選出議員の選舉に關する事務を管理させるため、全國選出議員選舉管理委員會を置く。全國選出議員選舉管理委員會は、内務大臣の監督の下に於いて全國選出議員選舉管理委員會十人

第十四條 全國選出議員選舉管理委員は、參議院議員の中から政府がこれを選任する。

委員の任期は、三年とする。但し、補缺委員の任期は、その前任者の殘任期間とする。

第十五條 全國選出議員選舉管理委員會は、全國選出議員の選舉に關する事務については、都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會は、全國選出議員の選舉に關する事務については、市町村會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

第十六條 全國選出議員選舉管理委員會は、委員の中から委員長一人を選挙しなければならない。

第十七條 全國選出議員選舉管理委員會は、委員の半數以上の出席がなければ會議を開くことができない。

委員會議の議事は、委員の過半數でこれを決し、可否同數のときは委員長の決するところによる。

第十八條 全國選出議員選舉管理委員會に書記を置き、委員長の指揮を受け委員會に關する事務に従事させる。

第十九條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するものの

外、全国選出議員選挙管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第四章 投票

第二十條 投票は、地方選出議員及び全国選出議員ごとに一人一票に限る。

第二十一條 投票管理者は、参議院議員の選挙権を有する者の中から市町村會議員選挙管理委員会の選任した者を以て、これに充てる。

地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行ふ場合においては、市町村會議員選挙管理委員は、地方選出議員の投票管理者を同時に全国選出議員の投票管理者とすることが出来る。

投票管理者は、投票に關する事務を担任する。

第二十二條 市町村會議員選挙管理委員会は、各投票所における選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、五人乃至

九人の投票立會人を選任しなければならない。

前項の規定による投票立會人が三人に達しなくなつたとき、又は投票立會人で参集する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者、その投票所における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち會わしめなければならぬ。

地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行ふ場合においては、市町村會議員選挙管理委員会又は投票管理者は、地方選出議員の投票立會人を同時に全国選出議員の投票立會人とする事が出来る。

投票立會人は、正当の理由がなければ、その職を辭することが出来ない。

第二十三條 選挙人は、投票所において、投票用紙に、地方選出議

員又は全国選出議員の選挙につき、自ら議員候補者一人の氏名を記載して投票^{（票箱に入れ）}しなければならぬ。

投票用紙には、選挙人の氏名を記載することができない。

第二十四條 投票の拒否は、投票立會人がこれを決定する。可否同敷のときは、投票管理者がこれを決する。

前項の決定を受けた選挙人編において不服があるときは、投票管理者は、假に投票をさせなければならぬ。

前項の投票は、選挙人をして、これを封筒に入れて封緘し表面に自らその氏名を記載して投票^{（票箱に入れ）}させなければならぬ。

投票管理者又は投票立會人において異議のある選挙人についてもまた前二項と同様とする。

第二十五條 島嶼その他交通不便の地について、投票の當日に投票^{（票箱）}を送致することができない状況があるときは、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會は、適宜に

その投票の期日を定め、開票の期日までにその投票^{（票箱）}、投票録及び選挙人名簿を送致させることができる。

第二十六條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないときは、又は更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、選挙長へ全国選出議員の選挙については選挙分會長^{（を）}を経て都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理

委員會にその旨を届け出なければならぬ。この場合においては、委員會は、更に期日を定めて投票を行^{（せ）}なければならない。但し、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十七條 通常選挙、第六十二條若しくは第六十八條又は第七十

一條の選挙を同時に行^{（う）}場合においては、地方選出議員又は全国選出議員の選挙ごとに、一の選挙を以て合併してこれを行^{（う）}。

第二十八條 この法律及びこれに基いて発する命令に規定するもの

の外、投票については、衆議院議員の投票の例による。

第五章 開票

第二十九條 開票管理者は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から市町村議会議員選挙管理委員会が選任した者を以て、これに充てる。

地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行なう場合において、市町村議会議員選挙管理委員会は、地方選出議員の開票管理者を同時に全国選出議員の開票管理者とすることができる。開票管理者は、開票に關する事務を擔任する。

第三十條 第二十二條の規定は、開票立会人にこれを準用する。

第三十一條 開票は、投票の日又はその翌日（一開票區に投票區があるときは、すべての投票區の送致を受けた日又はその翌日）にこれを行ふ。

第三十二條 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、

先ず第二十四條第二項及び第四項の規定による投票を調査しなければならぬ。その投票を受理するかどうかは、開票立会人がこれを決定する。可否同数のときは、開票管理者がこれを決する。

開票管理者は、開票立会人とともに、市町村その他都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会の定めるところに、投票を點検しなければならぬ。

投票の點検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長（全国選出議員については選挙分會長）に報告しなければならぬ。

第三十三條 投票の効力は、開票立会人がこれを決定する。可否同数のときは、開票管理者がこれを決する。

第三十四條 左の投票は、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
- 二 議員候補者でない者の氏名を記載したもの

三 一投票中に一人以上の議員候補者の氏名を記載したもの
 四 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの
 五 議員候補者の氏名の外、他事を記載したもの 但し、職業、
 六 身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 七 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
 八 議院議員の職にある者の氏名を記載したもの
 前項第八号の規定は、第六十二條若しくは第六十八條又は
 補選の場合にこれを適用する。
 第一項第八号の規定は、通常選挙の場合において、在任期間の
 長い地方選出議員又は全国選出議員たる議院議員の職にある者
 の氏名を記載した投票にも、また、これを適用する。
 第三十五條 開票管理者は、開票録を作り、開票に關する順末を記
 載し、開票立會人とともに、これに署名しなければならぬ。
 第三十六條 投票は、有効無効を區別し、投票録及び開票録と併せ

て、市町村會議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを
 保存しなければならない。
 第三十七條 第二十六條本文の規定は、開票にこれを準用する。
 第三十八條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するもの
 の外、開票については、衆議院議員の選挙の開票の例による。
 第六章 選挙會及び選挙分會
 第一節 地方選出議員の選挙會
 第三十九條 選挙長は、議院議員の選挙権を有する者の中から都
 議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會の選任
 した者を以て、これに充てる。
 選挙長は、選挙會に關する事務を擔任する。
 第四十條 選挙會は、都道府縣廳又は選挙長の指定した場所でこれ
 を開く。
 第四十一條 第二十二條の規定は、選挙立會人にこれを準用する。

第四十二條 選挙長は、すべての開票管理者から第三十二條第三項の報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第三十二條第三項の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

第四十三條 選挙長は、選挙録を作り、選挙会に關する副次を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

選挙録は、第三十二條第三項の報告に關する書類と併せて、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならない。

第四十四條 第二十六條本文の規定は、選挙会にこれを準用する。第四十五條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するもの外、選挙会については、衆議院議員の選挙の選挙会の例による。

第二節 全国選出議員の選挙分会及び選挙会

第一款 選挙分会

第四十六條 選挙分会は、都道府縣廳又は選挙分会長の指定した場所で行く。

第四十七條 第四十八條において準用する第四十二條の規定による調査が終つたときは、選挙分会長は、選挙録の寫を添付して、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

第四十八條 前二條に規定するものの外、選挙分会については、前節の規定を準用する。

第二款 選挙会

第四十九條 選挙長は、議院議員の選挙権を有する者の中から全国選出議員選挙管理委員會の選任した者を以て、これに充てる。選挙長は、選挙会に關する事務を擔任する。

第五十條 選挙会は、選挙長の指定した場所で行く。

第五十一條 選挙長は、すべての選挙分會長から第四十七條の報告を受けた日又はその翌日に選挙會を開き、選挙立會人立會の上、その報告を調査しなければならない。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第四十七條の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

第五十二條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に關する事項を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならない。

選挙録は、第四十七條の報告に關する書類を併せて、全國選出議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならない。

第五十三條 第四十一條、第四十四條及び第四十五條の規定は、選挙會についてこれを準用する。

第七章 議員候補者及び當選人

第一節 地方選出議員の議員候補者及び當選人

第五十四條 議員候補者とならうとする者は、選挙の期日の公示又は告示のあつた日から選挙の期日前二十日まで、その旨を選挙長に届け出なければならない。

選挙人名簿に記載された者が他人を議員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることが出来る。

前二項の期間内に届出のあつた議員候補者とその選挙における議員の定数を超える場合において、その期間を經過した後、議員候補者が死亡し又は議員候補者たることを辞したときは、前二項の例により、選挙の期日前十日まで、議員候補者の届出をなし又は推薦届出を本することが出来る。

一の選挙區において議員候補者となつた者は、他の選挙區において、議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾する

ことができない。

全国選出議員の議員候補者となつた者は、地方選出議員の議員候補者の解任をなし、又はその推薦解任を承諾することができない。議員候補者は、選挙長に解任をしなければ、議員候補者たることを解任することができない。

第一項乃至第三項及び前項の解任があつたとき、又は議員候補者の死亡したことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第五十五条 議員候補者の解任又は推薦解任をしようとする者は、議員候補者一人につき、五千円又はこれに相当する額面の國債證書を供託しなければならない。

議員候補者の得票数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一に達しないときは、前項の供託物は、國庫に歸屬する。

前項の規定は、議員候補者が選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを解任した場合にこれを準用する。但し、被選挙権を有しなくなつたため議員候補者たることを解任したときは、この限りでない。

第五十六条 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票がなければならぬ。

在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合においては、第一項但書の得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の当選人を定めなければならない。

当選人を定めるに當り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が抽籤してこれを定める。

第七十三条の規定による訴訟の結果、更に選挙を行わないで當選人を定めることができる場合においては、選挙会を開き、これ

内閣

内閣

を定めなければならない。

當選人が當選を辭したとき、死亡者であるとき、又は第五十七條の規定により當選を失つたときは、直ちに選挙會を開き、第一項但書の得票者で當選人とならなかつた者の中から當選人を定めなければならない。

第六十二條第一項第五号及び第六號の事由が第六十一條の期限前に生じた場合において第一項但書の得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において第三項の規定の適用を受けた得票者があるときは、直ちに選挙會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

第二項の規定は、在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合の當選人について前三項の事由が同時に又は引き續いて生じた場合にこれを準用する。

第四項乃至第六項の場合において、第一項但書の得票者で當選人とならなかつた者が、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを當選人と定めることができない。

第五十七條 當選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、當選を失ふ。

第五十八條 第五十四條第一項乃至第三項の規定による届出があつた議員候補者がその選挙における議員の定数を超えないときは、その選挙區においては、投票は、これを行わない。

前項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、都府縣議員選挙管理委員会又は道府縣議員選挙管理委員会に報告しなければならない。

投票管理者が前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙會を開き、議員候補者を以て當選人と定めなければならない。在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合において、

第一項の規定の適用があるときは、補選により、いづれの議員候補者を以て在任期間の長い議員の選挙の当選人とするかを定めなければならない。

前二項の場合において、議員候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人がこれを決定する。可否同数のときは、選挙長がこれを決する。

第五十條 當選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに當選人に當選の旨を告知し、同時に當選人の氏名を告示し、且つ、當選人の氏名及び得票数、その選挙における有効投票の総数その他選挙の状況を都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会に報告しなければならない。

當選人が不在のときは、又は當選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、且つ、これを都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会に報告しなければならない。

第六十條 當選人は、當選の告知を受けたときは、その當選を承諾するかどうかを都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会に届け出なければならない。

第六十一條 當選人が當選の告知を受けた日から十日以内に當選承諾の届出をしないときは、その當選を辞退したものとみなす。

第六十二條 在任期間満了する議員の選挙に際して左に掲げる事由がある場合は、既に選挙を行わないで當選人を定めることができることを除く外、都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会は、選挙の期日を定め、少くとも三十日前にこれを告示し、更に選挙を行うための期日又は第七十一條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 當選人が不在のときは、又は當選人がその選挙における議員の定数に達しないとき

二 選挙人が選挙を解したとき、又は死亡者であるとき
 三 選挙人が第五十七條の規定により選挙を失つたとき
 四 第七十三條の規定による訴訟の結果、選挙人がなくなり又は選挙人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき
 五 選挙運動を妨害した者が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられた選挙人の選挙が無効となつたとき
 六 選挙人が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられた選挙が無効となつたとき

第七十三條の規定による訴訟の出訴期間は、前項の規定による選挙を行つたことができない。その出訴があつた場合において訴訟の審判中または同様にする。

第一項の選挙の期日は、第七十三條の規定による訴訟の出訴期間満了の日、その出訴があつた場合においては都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会が第七十五條の規定による通

知を受けた日から三十五日を超えることができない。

第一項各號の一に該當する事由が議員の任期が終る前六箇月以内に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。

第六十三條 選挙人が、選挙を承諾したときは、都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会は、直ちにこれを内務大臣に報告しなければならない。

第六十四條 第九章の規定による訴訟の結果選挙若しくは選挙が無効となつたとき、又は選挙人が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられた選挙が無効となつたときは、都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議會議員選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第六十五條 地方選出議員の議員候補者となつた者は、全國選出議員の議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することがで

きない。

第六十六條 議員候補者の得票数が通常選挙における議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一に達しないときは、第六十九條において準用する第五十五條の規定による供託物は、歸庫に帰する。

第六十七條 有効投票の最多数を得た者を以て當選人とする。但し、通常選挙における議員の定数を以て有効投票の総数を除して得た数の八分の一以上の得票がなければならぬ。

第六十八條 在任期間を同じくする議員の選挙について、第六十二條第一項各号に相當する事由の一が生じた場合において、更に選挙を行わないうで當選人を定めることができず、又は更に選挙を行わないうで當選人を定めてもないうで當選人の不足数が、第七十一條第一項にいう議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたときは、全國選出議員選挙管理委員会は、選挙

の期日を定め、少くとも三十日前にこれを告示し、更に選挙を行わしめなければならぬ。但し、同一人に關し他の事由により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

在任期間を同じくする議員の選挙の當選人の不足数が第七十一條第一項にいう議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えなくても、在任期間を異にする議員の選挙が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、その選挙と同時に更に選挙を行ふ。但し、在任期間を異にする議員の選挙の期日の告示があつた後前項の事由を生じたときは、この限りでない。

第六十二條第二項乃至第四項の規定は、第一項及び第二項の場合にこれを準用する。

第六十九條 第五十四條第一項乃至第三項、第六項及び第七項、第五

十五條第一項及び第三項、第五十六條第二項乃至第八項、第五十七條乃至第六十一條、第六十三條並びに第六十四條の規定は、全國選出議員の議員候補者及び當選人にこれを準用する。但し、第五十五條第三項中「前項」とあるのは「第六十六條」、第五十六條第五項、第六項及び第八項中「第一項但書」とあるのは「第六十七條但書」、同條第六項中「第六十二條第一項第五号及び第六号」とあるのは「第六十八條」、第五十八條第二項、第五十九條、第六十條、第六十三條及び第六十四條中「都議會議員選舉管理委員」又は道府縣會議員選舉管理委員」とあるのは「全國選出議員選舉管理委員」と讀み替へるものとする。

第八章 議員の任期及び補欠

第七十條 議員の任期は、前の通常選舉による議員の任期満了の日の翌日から、これを起算する。但し、通常選舉が前の通常選舉による議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選舉の期日からこれを起算する。

第七十一條 在任期間を同じくする議員の缺員については、その缺員の数が全國選出議員についてはその数が第六十八條第一項に於て當選人の不足數と通じて通常選舉における當該選舉區内の議員の定數の四分の一（全國選出議員については通常選舉における議員の定數の四分の一）を超えるまでは、補選は、これを進行しない。議員に缺員を生じたときは、内務大臣は、衆議院議長からその旨の通知を受けた日から五日以内に、道府縣の長を経て都議會議員選舉管理委員又は道府縣會議員選舉管理委員（全國選出議員については全國選出議員選舉管理委員）にその旨を通知しなければならぬ。

都議會議員選舉管理委員又は道府縣會議員選舉管理委員（全國選出議員については全國選出議員選舉管理委員）は、前項の規定による通知を受けたときは、その缺員となつた議員が第六十一條

の期限前において候員となつた者である場合において第五十六條第一項但書（全額選出議員については第六十七條但書）の得票者で、
選人とならなかつたものがあるとき、又はその期限経過後において
候員となつた者である場合において、第五十六條第三項の規定の適
用を受けた得票者で、當選人とならなかつたものがあるときは、直ち
に議員が候員となつた旨を選挙長に通知しなければならぬ。
選挙長は、前項の規定による通知を受けた日から二十日以内に、
第五十六條第二項、第三項及び第五項乃至第八項の規定を準用して、
當選人を定めなければならぬ。
都議會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会（全
國選出議員については全額選出議員選挙管理委員会）は、第二項の
規定による通知を受けた場合において第三項の規定の適用があるこ
と及び同一人に關し第六十二條（全額選出議員については第六十八
條）の規定により更に選挙の期日を告示したときを除く外、在任期

間を同じくする議員の候員の数が（全額選出議員についてはその
数が第六十八條第一項にいう選人の不足数と通じて）通常選挙にお
ける常設選挙区内の議員の定数の四分の一（全額選出議員について
は通常選挙における議員の定数の四分の一）を超えるのを待ら、最
後に第二項の規定による通知を受けた日から三十五日以内に、補
選挙を行はしめなければならぬ。
在任期間を同じくする議員の数が（全額選出議員については
その数が第六十八條第一項にいう選人の不足数と通じて）通常選
挙における常設選挙区内の議員の定数の四分の一（全額選出議員に
ついては通常選挙における議員の定数の四分の一）を超えるなくても、
在任期間を異にする議員の選挙（中核議員については第六十二條の
選挙を含む。以下これに同じ。）が行はれる場合においては、第一
項及び前項の規定にかかわらず、その選挙と同時に補選挙を行は
ず、在任期間を異にする議員の選挙の期日の告示があつた後、都

内
閣

議會議員選舉管理委員會又は道府縣會議員選舉管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選舉管理委員會）が第二項の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

前項の補欠選舉の期日は、在任期間を異にする議員の選舉の期日による。

補欠選舉の期日は、都議會議員選舉管理委員會又は道府縣會議員選舉管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選舉管理委員會）が少くとも三十日前に、これを告示しなければならない。

第六十二條第二項乃至第四項（全國選出議員については第六十八條第四項）の規定は、補欠選舉にこれを準用する。

第九章 訴訟

第七十二條 補欠議員は、その前任者の残任期間在任する。

第七十三條 選舉又は當選の効力に關しては、衆議院議員の選舉又は當選の効力に關する訴訟の例により、訴訟を提起することができる。

但し、全國選出議員の選舉については、選舉の効力に關する訴訟及び當選の効力に關する訴訟の中で第六十七條第十項但書に定められた得票に達したとの理由、第六十九條において準用する第五十六條第八項若しくは第五十七條の規定に該當しないとの理由又は第六十九條において準用する第五十八條第六項の規定が違法であるとの理由で出訴するものは、全國選出議員選舉管理委員會の委員長を被告としなければならぬ。

第七十四條 檢察官は、選舉運動を總括主宰した者が衆議院議員の選舉に關する罰則の準用により刑に處せられ關係當選人の當選を無効であるを認めるときは、公訴に附帶し當選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第七十五條 前二條の規定による訴訟については、衆議院議員の選舉に關するこれらに相當する訴訟の例による。但し、これらの訴訟に關する通知は、全國選出議員については、（四）第百大臣及び全國選出議員選舉管理委員會

員會にこれをしなければならぬ。

第七十六條 選挙運動

第七十六條 第六條に掲げる者は、その關係區域内における選挙運動をすることができない。

第七十七條 本章において選挙運動の費用とは、本議院議員の選挙における選挙運動の費用で衆議院議員選挙法の規定による選挙運動の費用に相当するものをいふ。

本章において選挙運動に關する収入とは、前項の費用に充てる目的で收受した金銭又は財産上の利益をいふ。

前項の財産上の利益の評価については、衆議院議員選挙法に規定する選挙運動の費用に關する財産上の利益の評価の例による。

第七十八條 議員候補者又は推薦届出者は、衆議院議員の選挙における選挙運動の費用の支出に關する責任者の例により、選挙運動の費用の支出に關する責任者（以下支出責任者といふ。）を定めなければならぬ。

支出責任者の解任及び解任、その職務の代行並びに支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出については、衆議院議員の選挙におけるこれらの場合に關する例による。但し、全国選出議員の議員候補者については、支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、全国選出議員選挙管理委員會にこれをしなければならぬ。

ばならない。

支出責任者の解任及び解任、その職務の代行並びに支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出については、衆議院議員の選挙におけるこれらの場合に關する例による。但し、全国選出議員の議員候補者については、支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、全国選出議員選挙管理委員會にこれをしなければならぬ。

第七十九條 支出責任者は、命令の定めるところにより、選挙運動に關する収入及び選挙運動の費用を都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全国選出議員については）全国選出議員選挙管理委員會に届け出なければならぬ。

第八十條 議員候補者を推薦し又は支持する政黨その他の團體の主体者は、命令の定めるところにより、選挙運動に關する収入及び選挙運動の費用を、二以上の都道府縣の區域にわたる又は主たる事務所

運動の費用を、二以上の都道府縣の區域にわたる又は主たる事務所

のある都道府縣以外の區域において議員候補者を推薦し又は支持する團體にあつては、その主たる事務所のある都道府縣の都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議員選挙管理委員会を経て内務大臣に、その他の團體にあつては、その主たる事務所のある都道府縣の都議會議員選挙管理委員会又は道府縣議員選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

前項の規定は、政黨その他の團體の支部で議員候補者を推薦し又は支持するものにもこれを準用する。

第八十一條 前二條の届出を受理したときは、内務大臣、都議會議員選挙管理委員会若しくは道府縣議員選挙管理委員会又は全道選出議員選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、その届出の要旨を公表しなければならない。

第八十二條 第七十九條及び第八十條の規定による届出書類は、これを受理した内務大臣、都議會議員選挙管理委員会若しくは道府縣議員選挙管理委員会

議員選挙管理委員会又は全道選出議員選挙管理委員会において、議員の任期間これを保存しなければならない。

前項の期間内においては、命令の定めるところにより、何人も、届出書類の閲覧を請求することができない。

第八十三條 内務大臣は、選挙運動のために掲示し又は頒布する文書類の形式、数量、掲示の場所等に關して、命令で制限を設けることができる。

第十一章 罰則

第八十四條 第七十六條の規定に違反した者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處する。

第八十五條 第七十八條第二項の規定による届出を怠つた者は、これを千圓以下の罰金に處する。

第八十三條の規定に基いて罰する命令に違反した者も、また、前項と同様とする。

第八十六條 第七十九條又は第八十條の規定による賄出を怠り又は虚偽の賄出をした者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處する。

第八十七條 前三條に定めるものの外、衆議院議員の選挙に關しては、衆議院議員の選挙に關する罰則を準用する。但し、全國選出議員の選挙における選挙分會長又は選挙分會場は、これを選挙分會場又は選挙分會場とみなす。

第十二章 補則

第八十八條 全國選出議員選挙管理委員、投票管理者、開票管理者、選挙分會長又は選挙分會場は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失ふ。

第八十九條 選挙の施行に關する職用については、命令でこれを定める。第九十條 學校その他命令で定める建造物の設備は、命令の定めるところにより、演説による選挙運動のためにその使用を許可しなければならない。

前項の建造物の管理者は、命令の定めるところにより、演説會開催のために必要な施設をしなければならない。

都議會議員選挙管理委員會又は道府縣議會議員選挙管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名、経歴等を掲載した文書を發行しなければならない。

市町村議會議員選挙管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名等の掲示をしなければならない。

第九十一條 東京都の區の存する區域並びに市制第六條及び第八十二條第一項の市については、この法律中市議會議員選挙管理委員會及び市議會議員選挙管理委員會に關する規定は、市議會議員選挙管理委員會及び市議會議員選挙管理委員會又は市議會議員選挙管理委員會及び市議會議員選挙管理委員會に關する規定は、これを適用する。

この法律の適用については、町村制第三十八條の町村の町村長選挙管理委員會及び町村長選挙管理委員會は、これを町村議會議員選挙管理委員會及び町村長選挙管理委員會とみなす。



理委員會及び町會議員選舉管理委員とみなす。

この法律の適用については、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するものはこれを一町村、その組合會議員選舉管理委員會及び組合管理委員選舉管理委員又は組合管理委員選舉管理委員會及び町村會議員選舉管理委員とみなす。

第九十二條 交通至難の島嶼その他の地においては、この法律中町村會議員選舉管理委員會に關する規定は、町村長に準ずべきものにこれを準用する。

第九十三條 この法律の施行に關し必要な規定は、命令でこれを定める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 破産者で復権を得ない者、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者、一定の住居を有しない者、又は刑の執行を終り若しくは執行を受けることがなくなつた者で衆議院議員の選舉權を有しない者（選舉に關する犯罪に因り刑に處せられた者を除く）は、當分の間、この法律の規定にかかわらず、衆議院議員の選舉權を有する。

皇族及び華族の戸主は、當分の間、この法律の規定にかかわらず、選舉權を有する。陸海軍軍人と現役中の者及び召集中の者については、また同様とする。

第三條 前二項の者について必要な選舉人名簿に關しては、命令でこれを定める。
在職の
行政裁判所長官及び行政裁判所評定官は、日本國憲法施行までの

間、この法律の規定にかかわらず、被選挙権を有しない。

第十四条 衆議院議員選挙に当選した者は、衆議院が成立するに至るまでの間は、衆議院議員の職務に就く。

第十五条 第七十三條及び第七十四條の規定による訴訟に關する通知は、地方選出議員の選挙については、第七十五條の規定にかかわらず、當分の間、内務大臣及び關係都道府縣の長を經て都議會議員選挙管理委員會又は關係のある道府縣會議員選挙管理委員會に、これを行な

なければならぬ。

地方選出議員の選挙については、第七十三條の規定による選挙の効力に關する訴訟及び同條の規定による當選の効力に關する訴訟で

第五十六條第一項但書の得票に達したこの理由、第五十六條第八項

若しくは第五十七條の規定に該當しないこの理由又は第五十八條第

六項の決定が違法であるこの理由で出訴するものは、當分の間、第

七十三條の規定にかかわらず、都議會議員選挙管理委員會又は關係

のある道府縣會議員選挙管理委員會の委員長を被告としなければな

らない。

第七十八條第二項の規定による支出責任者及びその職務を代行す

る者に關する届出は、地方選出議員の議員候補者については、當分

の間、同項の規定にかかわらず、都議會議員選挙管理委員會又は道

府縣會議員選挙管理委員會に、これを行ななければならない。

第八十七條の規定による當選人又は選挙運動を總括主宰した者が

刑に處せられたときの通知は、當分の間、同條の規定にかかわらず、

關係都道府縣の長を經て都議會議員選挙管理委員會又は關係のある

道府縣會議員選挙管理委員會に、これを行ななければならない。

衆議院議員の選挙に關する罰則の準用については、第六條に掲げ

る者は、當分の間、これを吏員とみなす。

戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、當分の間、

これを停止する。

第九條 この法律により初めて行ふ参議院議員の通常選挙は、第九條第十項及び第二項の規定にかかわらず、詔書を以て定める日に、これを
行ふ。

第十條 この法律により初めて行ふ参議院議員の通常選挙又はこれに基く選挙については、附則第十六項の規定にかかわらず、議員の區分が定まるまでの間は、第五十條第二項及び第七項並びに第五十八條第五項の規定はこれを適用しないものとし、この法律中「在任期間を同じくする議員」とあり、「在任期間を果にする議員」とあるのは「議員」と「通常選挙における當該選挙區内の議員の定数」とあるのは「當該選挙區内の議員の定数」と「通常選挙における議員の定数」とあるのは「議員の定数」と讀み替へるものとする。
日本國憲法施行前の上の法律による選挙された者は、日本國憲法施行の日から議員となすの日からこれを起算する。第七十條の規定にかかわらず、その日からこれを起算する。

日本國憲法第百二條の規定にかつたの任期を三年とし、参議院議員は、地方選出議員の中から各選挙區ごとの定数の半數ずつを、全國選出議員の中からその定数の半數を、夫々これに充てるものとし、その議員は、参議院において、投票を以て、これを決定する。
第十一條 第一期の参議院議員については、その通常選挙が日本國憲法施行の前に行われたときは、その選挙にかつた選挙された者は、日本國憲法施行の日から議員となり、その任期は、その日からこれを起算する。そのとつた通常選挙が日本國憲法施行の日以後に行われたときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算する。

選挙區	議員數
東京都	八人
京都府	四人
大阪府	六人
神奈川県	四人
兵庫縣	六人
長崎縣	二人
新潟縣	四人

和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	鳥取縣	富山縣	石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	岩手縣	福島縣
二人	二人	四人	四人	二人	四人								

宮城縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	三重縣	奈良縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	群馬縣	埼玉縣
二人	四人	二人	三人	二人	四人	六人	二人	二人	四人	四人	四人	四人	四人

内
陸

北海道	鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣
八人	四人	二人	四人	二人	二人	六人	二人	二人	二人	二人

内閣

目下、樞密院に御諮詢中の參議院議員
 選舉法案帝國議會へ提出の件中、別紙
 のように訂正いたしたいと存じます。

内閣

のよりの語法は、その通りです。

選挙法案を国会に提出の件、
目下、議院の審議中である。

「参」を「参」に、「舉」を「挙」に、「繼」を「統」に、「數」を「數」に、「區」を「区」に、「權」を「權」に、「齡」を「齡」に、「竝」を「並」に、「處」を「処」に、「會」を「會」に、「關」を「関」に、「行ふ」を「行ふ」に、「用ひ」を「用ひ」に、「欠」に、「殘」を「殘」に、「發」を「發」に、「擔」を「担」に、「會はしめ」を「會わしめ」に、「當」を「當」に、「辭」を「辭」に、「投票箱に入れ」に、「假」を「假」に、「封緘し」を「封をし」に、「投票させ」を「投票箱に入れさせ」に、「島嶼」を「島」に、「投票函」を「投票箱」に、「經」を「経」に、「屆」を「届」に、「行は」を「行わ」に、「先づ」を「先ず」に、「點」を「点」に、「效」を「効」に、「稱」を「称」に、「號」を「号」に、「顛末」を「次第」に、「寫」を「写」に、「添へ」を「添え」に、「ならう」を「なろう」に、「圓」を「圓」に、「證」を「証」に、「歸屬」を「帰属」に、「抽籤して」を「くじで」に、「續」を「続」に、「失ふ」を「失う」に、「抽籤により」を「くじにより」

に、「いづれ」を「いずれ」に、「訴訟の繫属中」を「訴訟が裁判所にかかっている間」に、「満」を「滿」に、「なほ」を「なお」に、「いふ」を「いう」に、「かかはず」を「かわらず」に、「替」を「替」に、「錢」を「錢」に、「黨」を「党」に、「體」を「体」に、「圖畫」を「回画」に、「學」を「学」に、「營」を「営」に改める。

第一條第一項中「三百人」を「二百五十人」に、「半数づつを夫」を「そのうち、百五十人を」に、「及び」を「、百人を」に改める。

第四條中「四十年」を「三十年」に改める。

第十三條第一項中「内務大臣の監督の下において」を削る。

同條第二項中「全國選出議員選舉管理委員會は、」の下に「内務大臣の所轄とし、」を加へる。

第十四條第一項中「參議院議員の中から政府がこれを選任する」を「參議院においてその議員の中からこれを選舉する」に改める。

第二十二條第一項中「十人」を「九人」に改める。

第三十四條第二項中「補缺選舉」を「第七十一條の選舉」に改める。

第五十六條第二項中「第一項」を「前項」に改める。

同條第六項中「直ちに」を削る。

第六十二條第一項中「左に掲げる事由の一に該當する場合」を「在任期間を同じくする議員の選舉において左に掲げる事由の一が生じた場合」に改める。

第七十一條第四項中「第二項」を削る。

第七十三條中「第一項」を削る。

同條第六項中「甲種議員」を「地方選出議員」に改める。

第七十五條中「全國選出議員選舉管理委員會」を「内務大臣及び全國選出議員選舉管理委員會」に改める。

第九十一條第四項中「これを準用する」を「、町村に關する規定は町村に準ずべきものにこれを適用する」に改める。

附則第一項に「第一條」の條名を附する。

附則第三項中「陸海軍軍人」で現役中の者及び召集中の者について

また同様に「」を削る。

附則第二項乃至第四項に「第二條」の條名を附する。

附則第五項に「第三條」の條名を附する。

附則第六項を次のように改める。

第四條 第十四條中「參議院」とあるのは、參議院が成立するに至る

までの間は、「衆議院」と讀み替えるものとす。

附則第七項及び第八項に「第五條」の條名を附する。

附則第十項中「關係都道府縣の長」を「内務大臣及び關係都道府縣

の長」に改める。

同項に「第七條」の條名を附する。

附則第十一項に「第八條」の條名を附する。

附則第十二項に「第九條」の條名を附する。

附則第十三項中「第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、」

を削り、「定める日に、」の下に「任期六年の議員の選挙を任期三年

の議員の選挙を、一の選挙を以て合併して、」を加へる。

同項に「第十條」の條名を附する。

附則第十四項乃至第十六項を次のように改める。

第十一條 この法律により初めて行う參議院議員の通常選挙について

は、第五十五條第二項及び第五十六條第一項但書中「通常選挙にお

ける当該選挙区内の議員の定数」とあるのは「当該選挙区内の議員

の定数」、第六十六條及び第六十七條但書中「通常選挙における議

員の定数」とあるのは「議員の定数」と讀み替えるものとす。

第十二條 第一期の參議院議員については、その通常選挙が日本國憲

法施行の日前に行われたときは、その選挙において選挙された者は

日本國憲法施行の日から議員となり、その任期は、その日からこれを

起算するものとし、その通常選挙が日本國憲法施行の日以後に行われ

たときは、その任期は、通常選挙の日からこれを起算するものとす

る。

目下、枢密院に御諮詢中の参議院議員選挙法案帝國議會へ提出の件中、左記の通り訂正いたしたいと存じます。

記

第三十四條第二項中、「第六十八條の選挙又ははしを」第六十八條又ははしと改めらる。

内閣

参照

第三十四條第二項

前項第八號の規定は、第六十二條若しくは第六十八條の選挙又は第七十一條の選挙の場合にこれを適用する。

内閣

Handwritten Japanese text, likely a draft or commentary, located in the right margin of the right page.

内閣